

金融機関のマネロン等対策を騙った フィッシングメールにご注意ください

最近、金融機関を騙るフィッシングメールが急増する中で、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策(以下、マネロン等対策)の名目で、利用者口座の暗証番号やインターネットバンキングのログインID・パスワード、キャッシングカード番号等を不正に入手しようとするフィッシングメールが多数確認されており、実際に不正送金被害が発生しておりますので、ご注意ください。

- (1) 現在、当組合では、マネロン等対策の一環として、お取引の内容、状況等に応じて、過去に確認した氏名・住所・生年月日・ご職業や、取引の目的等について、窓口や郵送書類等により再度確認をさせていただく場合がありますが、利用者の暗証番号、インターネットバンキング等のログインID・パスワード、ワンタイムパスワード等を、メールやSMSで問い合わせたり、メールやSMSでウェブサイトへ誘導した上で入力を求めるようなことはございません。
- (2) 当組合では、ログイン異常によるインターネットバンキングの振込の一時利用停止や、ATMの一時利用停止等の解除手続きについて、メールやSMSを用いて、利用者の暗証番号や、インターネットバンキング等のログインID、パスワード等の入力を求めることはございません。
- (3) このようなフィッシングの被害に遭わないために、
 - ・心当たりのないメールやSMSに掲載されたリンク等は開かない。
 - ・不審なメールやSMS等を受信した場合には、直接金融機関に問い合わせる。
 - ・当組合のウェブサイトへのアクセスに際しては、事前に正しいウェブサイトのURLをブックマーク登録しておき、ブックマークからアクセスする。
 - ・パソコンのセキュリティ対策ソフトを最新版にする。といった対策を講じるなど、十分にご注意をお願いいたします。

[マネロン等対策の詳細について](#) はこちら

[インターネットバンキングによる預金の不正送金事案について](#) はこちら

1. 主な手口

- (1) 金融庁が公表している「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等への対応のためであるとして、金融機関の名前で、暗証番号・インターネットバンキングのログインID・パスワード等を確認する必要があるといった説明と、金融機関の偽サイトのURLが記載されたメールやSMSが送信される。
- (2) 偽サイトのURLをクリックすると入力フォームが表示され、暗証番号等を入力・送信することで第三者に個人情報が詐取される。

《フィッシングメール・SMSの例》

重要なお知らせ

弊社では金融庁によるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン等を踏まえ、お客さまが弊社にご登録されている各種情報等について、メール、DMなどの方法で、現在の情報に更新されているかどうかのご確認をさせていただいております。

お客さまにはお手数をおかけすることとなりますが、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

■対象項目

- ・氏名/住所/自宅電話番号/口座番号/暗証番号/ID・パスワード 等

■ご利用確認はこちら

偽サイトのURL

誠に勝手ながら本メールは発信専用アドレスより配信しております。

本メールにご返信いただきましてもお答えすることができませんのでご了承ください。

2. 相談窓口

- 金融庁 金融サービス利用者相談室（平日10時00分～17時00分）
電話：0570-016811（IP電話からは03-5251-6811）
FAX：03-3506-6699
[インターネットによる情報の受付](#) はこちら

- 警察
[都道府県警察のフィッシング専用窓口](#)
（上記リンク先「フィッシング110番」のページ下部に記載）

- 全国銀行協会 相談室（平日9時00分～17時00分）
電話：0570-017109 または 03-5252-3772

- 全国信用金庫協会 全国しんきん相談所（平日9時00分～17時00分）
電話：03-3517-5825

- 全国信用組合中央協会 相談室（しんくみ相談所）（平日9時00分～17時00分）
電話：03-3567-2456

- 生命保険協会 生命保険相談所（生命保険相談室：東京）（平日9時00分～17時00分）
電話：03-3286-2648

- 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター（平日9時00分～17時00分）
電話：0570-051-051

（参考）

- ・ [フィッシング110番](#)（警察庁ウェブサイト）
- ・ [金融犯罪の手口 -フィッシング詐欺-](#)（全国銀行協会ウェブサイト）